

令和元年度第2回長野市環境審議会 議事録

【開催概要】

- ・日 時：令和2年2月17日（月）午後1時30分から午後4時
- ・場 所：ながの環境エネルギーセンター
- 委 員：大澤会長、倉崎委員、小林比出代、渡邊委員、赤羽委員、中澤委員、林委員、小川委員、駒村委員、清水委員、望月委員、高木専門部会長
- 事務局：宮尾環境部長、長谷部環境保全温暖化対策課長、稲葉生活環境課長、中根資源再生センター所長、本藤衛生センター所長、高橋主幹兼環境保全温暖化対策課長補佐、内岩主幹兼廃棄物対策課長補佐、新井環境保全温暖化対策課長補佐、鈴木環境保全温暖化対策課係長、吉原環境保全温暖化対策課係長、吉原環境保全温暖化対策課主査

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 長野市の温室効果ガス排出量について
 - (2) 長野市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について
- 4 その他
「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について
- 5 閉 会
- 6 視 察

【資 料】

- ・本日の次第
- ・【資料1】長野市環境審議会特別委員（地球温暖化対策専門部会）名簿
- ・【資料2-1】長野市域の温室効果ガス排出量
- ・【資料2-2】長野市の温室効果ガス排出量について2016(H28)年度版
- ・【資料3-1】平成30年度 長野市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況
- ・【資料3-2】長野市地球温暖化対策地域推進計画(H29年4月改定)施策一覧
- ・【資料4】「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について
- ・【別紙1-1】長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの概要
- ・【別紙1-2】太陽光発電施設設置に係る関係法令等一覧
- ・【別紙2】太陽光発電施設に関する昨今の事例

【報告内容】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 長野市の温室効果ガス排出量について 【資料 1、2-1、2-2】
 - (2) 長野市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について 【資料 3-1、3-2】
(高木部会長資料説明)

(小川委員)

資料 3-2 の 4 ページ目にある進捗評価の欄で 617%や 2,206%とあるがこれはどういうことか。

(事務局)

平成 27 を基準年として目標値を令和 3 年に設定している。平成 27 年度の値を 0%とし、令和 3 年の値を 100%とした場合で計算している。同じ表の中で、統一した基準で示した結果の数値である。

(高木部会長)

施策 5-3 の地域や学校における低炭素行動の推進での進捗評価 2,206%で言えば、5 年かけて 96 人増やす目標値の設定が低すぎた。平成 30 年度は、努力した結果 7,000 人を超える結果となり、2,206%という数字になった。次期計画改定する際は、長野市民がさらに関心をもってくれるという前提で 7,000 人の実績値に対して、数値を見直す。

(小川委員)

進捗評価について、100%に達成している項目がいくつかある。達成しているものについて目標値を上げてよいのではないか。

(高木部会長)

現在の計画については、令和 3 年の目標値が決定しているので変更はしないが、次期改定に向けて積極的な数値を検討していく。

(駒村委員)

資料 3-2 の中にある 1-1 太陽光発電システムの導入、普及促進について、実績値の欄に示されている数値の住宅用累計は、すべて個人宅のものか。実施主体の欄に市民と行政に黒丸印で表示してあり行政で行ったものも含まれているのか。

(高木部会長)

補助金を出しているため行政に黒丸印がついているが、個人宅のみの累計である。

(赤羽委員)

資料 3-2 の中にある 1-4 木質以外のバイオマス利活用について、目標値に剪定枝葉等バイオエタノール化開始とあるがどこかにプラントができる予定なのか。

(事務局)

現時点では、プラントなどの予定はない。剪定枝葉等バイオエタノール化調査は、平成 28 年に可能性調査として実施した。剪定枝葉の分別収集について、平成 21 年度の家庭用ごみ手数料の有料化に合わせて、実施している。処理量は年間 6,000 t 程度で安定しているが、処理費用は約 1 億円程度かかっており、課題解消の一方策として調査を行ったものである。調査を請け負っていた事業者が、倒産したことにより調査研究自体が今は動いていない。バイオエタノール化という切り口に関して様々な研究機関があるため、研究を引き継いでもらえる企業の調査を継続している。

(望月委員)

資料 3-2 の中にある 1-8 の分散型エネルギーの導入とエネルギーの地産地消の促進について、2018 年の実績は、平成 31 年 3 月稼働となっているが、目標値の令和 3 年は、平成 30 年度稼働予定となっており、昨年度稼働したごみ焼却施設のことであるとしたり稼働しているのではないか。

(事務局)

平成 29 年度に計画を策定した際、目標値の設定をしている。当時は、発電量は推測ができなかったため稼働予定としてあるが、昨年度ごみ焼却施設が稼働したことにより、現状値を表記した。平成 30 年度は、1 か月の稼働実績を記載しており、令和元年度は通年通しての数値を表記する予定である。

(小川委員)

資料 3-1 の 3 ページにある進捗評価の数値目標なしについて、施策を実施していれば「評価 a」としているが、実施していることと効果が出ているかは、少し離れている気がする。ほかに報告方法はないのか。

(高木部会長)

数値的に出せればわかりやすいが、数値的に出しにくいものは、「a、b、c、f」の表記になっている。ごみ焼却施設や奥裾花自然園は設備が動いているので評価 a としている。どれくらいの電力を生み出しているかは、今となればわかるが、計画を策定した当初は、数値がわからなかったため、このような表記とした。

(大澤会長)

ここで高木部会長から改めて報告があります。

(高木部会長)

報告事項全体として、再度、資料 2-1 をご覧いただきたい。これから話す内容は、部会のメンバー全員の意見である。

長野市域の温室効果ガス排出量が、2005 年に比べて 2016 年は若干減った。グラフ表の中に赤色及び灰色の四角の点、赤丸点及び吹き出しで表記しているが、基準年の 2005 年から 2021 年までに -21% にする目標値である。2030 年には、基準年から -30%、2050 年には、基準年から -80% にする目標値として設定されている。

現在のグラフから見ると、現段階では、達成できない。しかし、世界的な情勢を見れば、2050 年に -80% では笑われてしまう。-90、100% としなければいけない。いまの検討の在り方では、だめだという見解がでてきている。専門部会は、そろそろ真剣に新たな指標を示さないといけないと考えている。審議会の皆さんにもこの場又は後日、意見をいただきたい。

また、30 年後を担う若者にもっと参加してほしい。どうしたら若者が参加できるか検討いただきたい。

(大澤会長)

地球温暖化対策について、当然、真剣に考える時期になってきている。環境審議会も専門部会も一緒に検討していきたい。

4 その他

- ・「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について

【資料 4、別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 2】

(事務局)

長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて、ご意見をいただきたい。市内の各地で設置している太陽光発電の内、環境への影響や景観上の問題など市民の皆様からの相談がある。現状のガイドラインだけでよいのか規制を設けた条例を見据えて検討していくべきかご意見をいただきたい。本日は、2つの事例を説明させていただく。

(事務局資料説明)

(大澤会長)

太陽光発電や自然エネルギーを使った設備へ単に規制をかけるのは、自然エネルギーの促進と逆行する。住民の不安を一つ一つ解消していくことが大事である。

休耕地なら次の収入源として太陽光発電施設を考える方はいる。完全にダメでなく、設置者が対応できる規制とし、ステップを踏んで設置できることが必要ではないか。

50kW という規定から 50kW 以下が出てきたりする。インバータユニットは、10kW 単位が一般であり、10kW 単位で増やすことが多い。インバーターに関しては、20 kHz 程度が一般的だが、高周波が耳障りとなる。子供は、場合によって具合が悪くなるため、音に対する対策が必要である。

(小川委員)

最近、休耕地が増えて太陽光発電事業の広告も目にする。再生エネルギーは大切だが、景観の問題や自然環境に対する影響もある。台風では太陽光パネルの破損があり、危険に対する意識が出てきているため、住民の意見が反映されるようにしてほしい。情報をすべて出し、きちんと検討できる状況が大事である。住民意見を担保するためにも、ガイドラインではなく、条例化して住民説明などは、拘束力のあるものにしてほしい。住民の不安も解消されると思う。

(渡邊委員)

別紙2の事例1の図では、周辺は田畑であるが、休耕地になるとガイドライン上は、届け出が必要ない太陽光発電施設が点在することも考えられる。エリア全体で相当量の設置がされると想定されるが、ガイドラインに防ぐものはあるのか。

(事務局)

ガイドラインでは、同一時期、同一事業者が隣接地に50kW以下で設置する場合は、同一事業として届出を求めている。

(渡邊委員)

50kW以下の小規模な太陽光発電施設が乱立し、住民に害がでないか疑問である。

(事務局)

数年後に同一事業者が行う場合も届出をお願いするが、別の事業者に対しては同事業とならないため、届出の必要はない。

(渡邊委員)

長野市としては、条例化するのではなく、ガイドラインで進めたいという認識でよいか。

(事務局)

現在、ガイドラインの届出は、任意であるため強制力がない。ガイドラインを作成した当時と違い、太陽光発電施設へ市民の視線が厳しくなっている。ガイドラインのままでいいのか、条例化によって一定の規制を設けた方がいいのか委員から意見をいただきたい。

現在、ガイドラインを無視して設置を行っている事業者はいない。住民説明会を住民自身が拒否するところもあるが、法令上は説明会を開催しなくても設置ができる中、事業者に対応していただいている。よって、ガイドラインがまったく機能していないわけではない。

(中澤委員)

農地は、農地転用が必要と思うが、規制はないのか。

(事務局)

承知している範囲では、農業振興地域は厳しい制限があるが、農業振興地域以外の農地は比較的制限がない。

(林委員)

太陽光の業者は増えているのか。

(事務局)

高価だったパネルの値段が下がり、収益はあるので事業を行うところはある。

(林委員)

太陽光パネルは、廃棄できないと聞いているが、撤退した際の条件やルールは作らないのか。

(事務局)

国も、20年後に廃棄する費用の積立を考えている。現在は任意だが、義務化していくようになる。市としても災害に備えた対応も含め、ルール化が重要になる。

(小川委員)

住民の不安を払拭して合意形成を得たうえで設置することが必要である。設置するにあたり協定締結を義務化することなどが安心に繋がるため、条例化をお願いしたい。

乱立の心配については、建ぺい率を示すとかエリアで分けて総量規制を盛り込んでいただきたい。

(倉崎委員)

太陽光発電を推進するなら、厳しい規制は太陽光発電施設が造りにくくなる。他方、近隣に住む個人の利益についてどう考えるのか、バランスが必要である。ガイドラインか、条例に格上げかで太陽光の造りやすさは変わってくる。

実際、休耕地になっている土地を手放したい場合は、太陽光発電施設として売ることが多い。エリアで規制をすると早い者勝ちにならないか悩ましいところである。その中で、市は一つ一つのような問題があり、設置者に対し、対策の情報提供することが大切である。太陽光発電施設の処理費用に保険をかける、計画の提出をするなどガイドライン上、強く推奨することで変わる。長野市のエネルギー対策について、どのように考えるか価値観で決まってくる。

(大澤会長)

先行している上田市に情報をもらい、取り入れていくのがよいのではないかな。

(事務局)

条例が制定されたとなると、事業者は入っていきにくい。上田市で条例が制定されたことで、長野市や条例が制定されていない市町村への設置が増えていると感じている。早めに手を打っていないといけない。太陽光発電の推進をする立場でもあるため、今回いただいた委員の意見も含め検討していく。

5 閉会

6 視察